

○須高行政事務組合出納員及びその他の会計職員設置規則

(令和7年3月25日規則第1号)

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第1項から第4項までの規定に基づき、出納員及びその他の会計職員の設置並びにこれらの事務分掌を明らかにし、もって会計事務の適確かつ能率的な遂行を図ることを目的とする。

(出納員の設置)

第2条 別表に掲げる設置個所に出納員を置く。

2 出納員となるべき者は、別表のとおりとする。

(その他の会計職員の設置)

第3条 別表に掲げる設置個所に現金取扱員を置く。

2 現金取扱員となるべき者は、別表に掲げる職員のうちから出納員が指名する者とする。

(出納員等の任免)

第4条 前2条に規定する出納員又は現金取扱員（以下「出納員等」という。）となるべき者は、辞令の交付を行わずに別表に掲げる職のいずれかにある間、出納員等に任命されるものとする。

(会計事務の委任)

第5条 会計管理者は、その権限に属する事務のうち、別表に掲げる現金収納事務を出納員に委任するものとする。

2 出納員は、前項の規定により委任を受けた事務の一部を現金取扱員に委任するものとする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条、第4条、第5条関係）

設置個所	出納員	現金取扱員	委任する現金収納事務
事務局	事務局次長	事務局に勤務する職員	使用料、手数料等の収納